

## ■□タイの税務について■□

こんにちは。

島根・ビジネスサポート・オフィス担当の藤井邦夫です。

2月は、島根県立大学の学生の皆様が海外企業研修のため来タイされました。研修の時間を少し頂き当拠点を紹介する機会をいただきました。企業の皆様のみならず学生の皆様や教育機関におかれてもタイを始めとする東南アジアに注目している事を実感いたしました。微力ながら当拠点の運営を通じて、県内企業に東南アジアを身近に感じていただけたらと思っております。

今回は、タイの税務の概要について簡単に紹介させていただきます。

税務の中で今回は法人税について説明させていただきます。

### <課税年度>

事業年度は原則12ヶ月です。（新規設立・事業年度変更を除く）

なお決算期については、自由に設定できます。

### <課税所得>

法人税の課税所得の計算は、発生主義を採用しています。

日本同様にタイの会計基準に準拠して計算された税前利益を基礎に、税務上の調整（※）を踏まえ課税所得を計算します。

※経営者の見積りの要素が大きい引当金・資産評価損・客観的な証拠により算定の根拠を示す事ができない費用は、損金（税金の計算上の経費）への算入を認めていません。

### <税率>

20%（2015年12月31日迄に終了する期）

歳入法上は30%ですが、現在勅令により引き下げられています。

なお、中小企業については下記の軽減税率が適用されます。

課税所得のうち30万THB以下	0%
30万THB超100万THB以下	15%
100万THB超	20%

※中小企業 払込済資本金500万THB以下及び3,000万THB以下の収入である法人

<申告・納付>

確定申告 決算日以降 150 日以内

(あくまでも日数ですので、申告期限が月末でないケースもあります。)

中間申告 上半期末から 2 ヶ月以内

<繰越欠損金>

5 事業年度の繰越が可能

繰り戻し還付の制度はありません。

また、日本との違いに注目すると源泉徴収制度の対象が広範であることが挙げられます。

源泉徴収制度とは、給与や利子・配当・弁護士報酬などの所得を支払う者（源泉徴収義務者）が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、その所得の支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するという制度です。

<源泉徴収制度>

源泉徴収する側／所得の支払側 = 税金の預かり

源泉徴収される側／所得の受取側 = 法人税の前払い

日本では、給与・利子・配当等の他、個人の専門家（弁護士・司法書士 etc）に対する支払について源泉徴収をする義務があります。

タイでも同様の制度がありますが、日本との異なる部分は適用範囲が広範囲となっていることが挙げられます。

タイでは、日本と異なり法人に対するサービスの支払も源泉徴収の適用対象となります。つまり、物品の購入以外の支払については、源泉徴収の対象となるため、設立間もない会社でも必ず源泉税の申告をする必要があります。なお、申告・納税期限は、翌月の 7 日までとなります。サービスの種類によって、徴収税率が異なります。

また、請求書に控除すべき源泉税の金額の記載がない事も多く本制度を知らず、請求書どおりに支払ってしまったため、取引先に金銭を払いすぎてしまうというケースも発生してしまいますので注意が必要です。

納税義務は、支払側にあるので、上記のように控除を忘れた場合でも、納税しなければなりません。払いすぎた部分は、取引先から返金してもらうか、会社負担で処理（損金不算入経費）しなければなりません。

下記に月次・年次の税務申告の概要をまとめました。参考にご覧下さい。

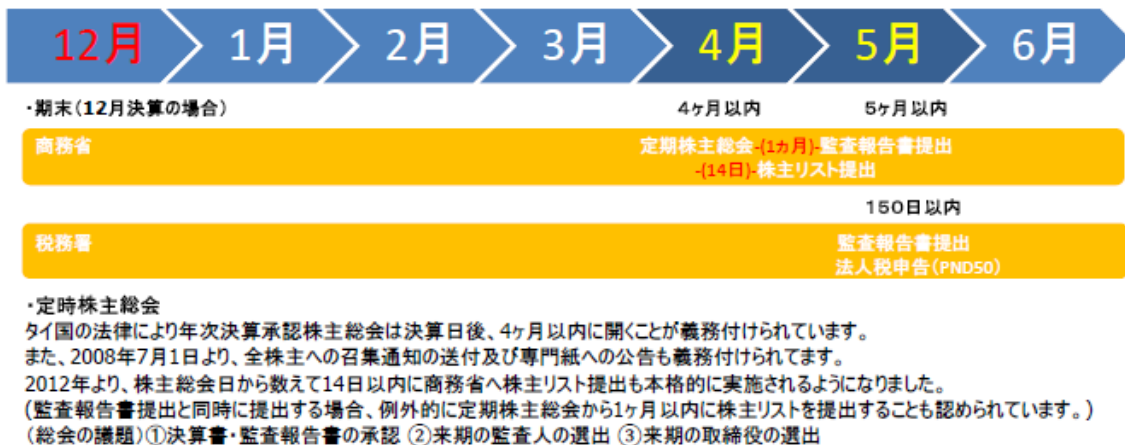
**月次の税務申告書類等の概要**

当月		翌月	
1日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     当月分の税金・社会保険料を翌月に納付・申告                 </div>	1日	
↓		7日	PND 1 PND 53 及び PND 3 PND 54 を税務署に申告・納税
		15日	PP 30 を税務署に申告・納税
		↓	Social Security Fundを 社会保険事務所に申告・納付
月末		月末	

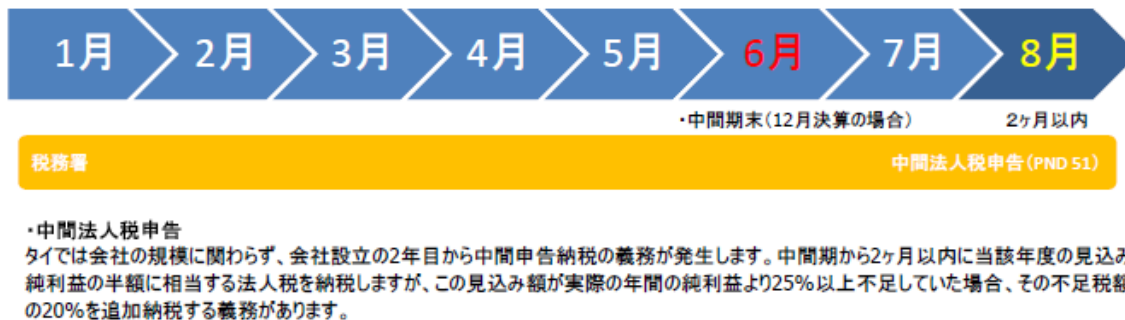
※PNDは、PHOR.NGOR.DOR.の略で所得税を意味しています。  
 ※PPは、PHOR.PHOR.の略で付加価値税(VAT)を意味しています。

**年間の税務申告等の概要**

**1. 年間の法人税申告の流れ**



**2. 中間法人税申告の流れ**



## ☆☆タイから便り☆☆

～タイの正月について～

年中暖かい気候ですので、正月といっても日本とは随分印象が異なります。

また、タイには正月が3回あります。

- ①1月1日の新年
- ②1月下旬から2月上旬の中国正月
- ③4月13日 タイのお正月（ソンクラーン：水掛祭り）

15日までの3日間は国民の祝日となりお互いに水を掛けあって楽しむのが習慣になっています。

ソンクラーンについては、色々な記事等で認識されている人も多いかと思いますが、意外にもそれなりに中国正月もお祝いムードになります。

タイには、華僑の人が10～15%（600万人）ほどおり、また経済面で国を代表するような企業グループはほとんど華人の財閥です。（高学歴で優秀なタイ人の多くは華人系）

東南アジアのタイでもデパートで中国正月を祝う催しを行っている事に驚きました。

島根・ビジネスサポート・オフィス Shimane Business Support Office(Bangkok)

担当；藤井 邦夫 Kunio Fujii

Address :1 Glas Haus Building, 12 FL., Room 1202/D, Soi Sukhumvit 25,  
Sukhumvit Rd.,Klongtoey-Nua,Wattana,Bangkok 10110

Tel :+66-(0)-2-261-10588

Mobile : +66-(0)-89-200-7763

Mail : [shimane-bizsup@aapth.com](mailto:shimane-bizsup@aapth.com)



お気軽にご連絡ください。

当拠点の運営法人(島根県より業務委託)

■アジア・アライアンス・パートナー・ジャパン株式会社 <http://www.aapjp.com/index.html>

タイを中心に、ベトナム・インドネシア・インドにて主に日系中堅・中小企業様のアセアン進出や進出後の会計税務法務を中心とした運営支援業務を行っております。

## ワンページタイ経済

項目	単位	2011	2012	2013	2014
GDP 成長率	前年比ベ(%)	0.1	6.7	2.90	0.2(1-9月)
人口*	千人	67,720	68,035	68,382	67,047(11月)
労働者の数*	千人	39,785	39,821	39,808	38,963(12月)
失業率**	%	0.66	0.66	0.72	0.84(12月)
最低賃金* バンコク	パーツ/日	215	300	300	300
チョンブリー		196	273	300	300
アユタヤー		190	265	300	300
ラヨー		189	264	300	300
賃金:全国製造業の平均	パーツ	8,398	10,159	11,066	12,074(12月)
インフレ率**	前年比ベ(%)	3.80	3.00	2.19	1.90(12月)
中央銀行政策金利*	%	3.25	2.75	2.25	2.00(15年1月)
普通貯金率**	%	0.79	0.75	0.68	0.83(15年1月)
ローン金利(MLR) **	%	7.10	7.29	7.16	6.94(15年1月)
SET 指数*	1975年:100	1,025.32	1,391.93	1,298.7	1,581(15年1月)
パーツ/100円**	パーツ	38.27	38.98	31.53	27.69(15年1月)
パーツ/米ドル**	パーツ	30.49	31.08	30.73	32.73(15年1月)
円/米ドル**	円	79.62	79.79	97.6	118.3(15年1月)
車販売台数(1月からの累計)	台数	812,655	1,428,628	1,337,631	884,346(12月)
BOI 認可プロジェクト	件数	1,652	2,262	2,016	1,662(1-12月)
BOI 認可プロジェクト金額	10億パーツ	447.3	983.9	1,027.3	729.4(1-12月)

\*期末、\*\*平均